

令和6年版犯罪収益移転危険度調査書 (NRA) について

－ 令和5年版からの主な変更点 －

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席主任研究員

藁品 和寿

ポイント

- 犯罪収益移転危険度調査書 (NRA) は、2015年から毎年、国家公安委員会が公表している。なお、令和6年版は、2024年11月に公表された。
- 本稿では、「犯罪収益移転危険度調査書 (令和6年版)」の記述内容について、令和5年版からの主な変更点についてコメントをした。

1. はじめに

犯罪収益移転危険度調査書（以下「NRA」という。）は、国家公安委員会により、2015年から毎年、公表されている^(注1)。FATF勧告1^(注2)に基づき、テロ資金供与を含むマネー・ローンダリング等に悪用される国内での各種リスクについて調査した結果をまとめたものといえる。金融庁が2024年4月に公表した「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)^(注3)」(改訂版) (以下「FAQ」という。) の「定義集 (11頁)」によると、NRAは、「犯罪による収益の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、特定事業者^(注4)を監督する行政庁から、各特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネー・ローンダリング等への対策の状況等に関する情報等を得た上、その保有する情報や専門的知見をいかし作成・公表するもの」とされている。

本稿では、令和5年版NRAを紹介したニュース&トピックスNo.2023-59^(注5) (2024年1月11日

(注)1. 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課 犯罪収益移転防止対策室ホームページ (<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>) を参照

2. 勧告1では、各国に対して、自国における資金洗浄およびテロ資金供与のリスクを特定・評価することが要請されている。詳細は、財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amleftcpf/4.international.html) を参照

3. 金融庁ホームページ (<https://www.fsa.go.jp/news/r5/amleft/20240402/20240402.html>) を参照

4. 収収法において、顧客と一定の取引を行うに際して、取引時確認等、確認記録の作成義務等、取引記録等の作成義務等、疑わしい取引の届出等、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認、外国為替取引に係る通知義務および取引時確認等を的確に行うための措置が必要になる等、一定の法令上の義務が課されている対象事業者のこと。なお、主な対象事業者は、預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者・商品先物取引業者、信託会社、貸金業者、資金移動業者、仮想通貨交換業者、両替業者、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス事業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、弁護士、会計士等、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者、電子決済手段等取引業者等である。

5. 当研究所ホームページ (<https://www.scbri.jp/reports/bunrui/bunrui5/20240111-5nra.html>) を参照

発行)に引き続き、2024年11月に公表された令和6年版NRAの記載事項について紹介する。

なお、NRAに加えて、警察庁と財務省が共同議長となるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議^(注6)は、2024年3月、「拡散金融リスク評価書^(注7)」を作成、公表している。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策においてリスクに応じた措置(リスクベース・アプローチ)を講じる上で参考になるため、併せて適宜参照願いたい。

2. 令和6年版犯罪収益移転危険度調査書(NRA)の特徴・前年からの主な変更点

令和4年版・5年版のNRAの記載事項にかかる前年からの主な変更点は、図表1のとおりであり、国内外の情勢の変化、FATFによる第4次対日相互審査の結果等を踏まえた新規追加や更新がなされた。詳細については、ニュース&トピックスNo.2022-100^(注8)(2022年12月12日発行)、No.2023-59(2024年1月11日発行)を参照願いたい。

なお、目次の構成等については、令和6年版NRAも同様、大きな変更はない。

図表1 令和4年版・5年版NRAの前年からの主な変更点

	前年からの主な変更点
令和4年版NRA	● NPOのテロ資金供与悪用リスクについての記載を追加 ● 所轄行政庁が新たに認識した脅威・脆弱性についての記載を追加 ● 警察以外の法執行機関における疑わしい取引の届出の活用状況を追加 ● 環境犯罪に関するFATFレポートを紹介
令和5年版NRA	● 危険性の認められる商品・サービスに「電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段」を追加 ● 特殊詐欺をめぐる近年の犯罪情勢等の記載を拡充 ● ランサムウェアに関するFATFレポートを紹介

(備考) 令和6年版NRA7頁をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

令和6年版NRAの記載事項は、以下①から⑦のとおり、国内外の情勢の変化、FATFによる第4次対日相互審査の結果、第5次相互審査に向けた対応等を踏まえ、更新・充実が図られている。

<近時の情勢を踏まえた主な変更点>	
① 主体の一部を変更	④ トピックの追加・更新
② 分析の深化	⑤ 疑わしい取引の届出例の追加
③ 国際的な情勢・事例の紹介	⑥ 所轄行政庁が把握した事業者が留意すべき事項の追加
	⑦ 読みやすい機能の追加

(出所)「犯罪収益移転危険度調査書 概要版」2頁

(注)6. 財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/index.html) を参照
7. 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」(2022年5月)において、「マネロン等に係るリスク評価と並行して、新たに拡散金融のリスク評価を実施し、資産凍結措置の実効性向上を図る」ことを公表しており、本評価書はこれを具体化したものである。外国為替取引等を行う預金取扱金融機関や両替業者等が資産凍結措置に抵触するリスク評価を行うにあたって参照すべきものと位置付けられている。2024年12月20日に一部更新されているので、財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20241219114338.html) を参照願いたい。
8. 当研究所ホームページ (https://www.scbri.jp/reports/newstopics/20221212-4_nra.html) を参照

⑦について、令和6年版NRAを全体的にみると、目次が細分化され、PDFのしおり機能の追加や図表の積極的な活用等によって、過去のNRAと対比して、読み手の理解促進に配慮されており、読みやすい印象を受ける。

以下では、体裁の特徴である⑦を除いた①から⑥について、令和5年版からの主な変更点についてコメントをする。

(1) 主体の一部を変更

目立つ特徴として挙げられるのは、マネー・ローンダリングの主体のうち、令和5年版NRAでの「特殊詐欺の犯行グループ」を、新たな特徴を有する犯罪集団として台頭している「匿名・流動型犯罪グループ」(いわゆる、「トクリュウ」)に変更し、焦点があてられたことである。

23頁目の注釈*1では、トクリュウによる資金獲得犯罪を、「匿名・流動型犯罪グループの活動資金の調達につながる可能性のある犯罪をいい、特殊詐欺や強盗、覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝又は強要、窃盗、各種公的給金制度を悪用した詐欺等のほか、一般の経済取引を装った違法な貸金業や風俗店経営、AVへのスカウト等の労働者供給事業等」と定義している。この定義にあるとおり、25頁から27頁にかけては、小見出しとして「SNS型投資・ロマンス詐欺」、「強盗・窃盗等（組織的窃盗）」、「繁華街・歓楽街における資金獲得活動」を挙げ、それぞれで分析結果が紹介されている。

(2) 分析の深化

犯罪収益のマネー・ローンダリングに、実体のない又は実態の不透明な法人や法人名義口座が悪用されている実態を踏まえ、法人（実質的支配者が不透明な法人等）について分析を深化させていることが特徴の1つである。具体的に、98頁では、図表を示しながら、法人固有の特性から派生するマネー・ローンダリング等上の脆弱性について触れている。また、99頁から101頁にかけて、実態のない、または実態の不透明な法人が悪用された件数および法人数が経年で示されている。法人を悪用したマネー・ローンダリング事犯の国内での検挙事例等の実態についても図示されている。なお、法人の透明性を向上させ、マネー・ローンダリング等の目的による法人の悪用を防止する観点から、公的機関において法人の実質的支配者^(注9)に関する情報を把握することについて、FATF（金融活動作業部会）の勧告や金融機関からの要望等、国内外での要請が高まっている。こうした社会的な要請を踏まえ、法人設立後の継続的な実質的支配者の把握についての取組みの一つとして、2022年1月31日から、実質的支配者リスト制度^(注10)が運用されている。一方、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング等対策の取組と

(注)9. 法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接または間接に有していると認められる自然人等をいう。

課題（2024年6月）」^(注11)（以下、「マネロンの取組と課題」という。）では、法人名義の預貯金口座の悪用への対応の難しさが指摘され^(注12)、各金融機関等における法人名義の口座の取引モニタリングにあたって、これまで以上に積極的かつ機動的な情報交換を行うとともに、他の金融機関等の取組を参考にしつつ、自らの口座不正利用対策に劣っている点がないか、改善・高度化の余地がないか等、感度を高く保つことが重要であると指摘している。こうした中、金融庁は、2024年8月、業界団体等を通じて各金融機関に対し、警察庁と連名で、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策を要請している^(注13)。

また、令和5年版NRAにおいて枠囲いで紹介されていた、「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段」および「カジノ」について、「第5 商品・サービスの危険度」において「2. 利用実態等を注視すべき新たな技術等を活用した商品・サービス」（198頁～203頁）の見出しが追加され、その中で、より詳細な分析が行われるとともに、トピックとして「オンラインカジノに関連するマネー・ローンダリングと国際組織犯罪等のレポート」が追加されている。

そのほか、令和4年版NRAの22頁において枠囲いで紹介されていた「環境犯罪に関連するマネー・ローンダリング」は、「手口」のうち「その他の前提犯罪」（40頁～41頁）として紹介されている。

（3）国際的な情勢・事例の紹介／トピックの追加・更新

FATF勧告、CEF（Cyber Enable Fraud）レポートならびにAPG（Asia/Pacific Group on Money Laundering）Yearly Typologies Report 2023を引用しながら、近隣諸国をはじめとした国際的な情勢や事例が紹介されている。具体的には、それぞれトピックとして、「サイバー関連詐欺（CEF）による犯罪収益の流れ」（42頁）、「APG Yearly Typologies Report 2023について」（47頁）、「外国との取引における国境を越えた決済手段の多様化と、送金の透明性をめぐるFATF勧告16の改訂検討について」（71頁）が追加されている。これらは、国際的な情勢とともにマネー・ローンダリングに関する理解を深めることになることから、実務上、大いに参考になるだろう。

また、2023年におけるフィッシング報告件数が過去最多^(注14)となる中、トピックとして、「中国人フィッシンググループの実態解明等」（14頁）を追加し、フィッシングを組織的に行う中国人グループでは、フィッシングを容易にするエコシステムが構築されていたことが説明されている。

（注）10. 法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html）を参照

11. 金融庁ホームページ（<https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/20240628.html>）を参照

12. 2024年7月、複数のペーパーカンパニーの法人口座を金融機関に開設し、法人口座から犯罪収益の送金を繰り返したとして、仲介していたリバトングループの主犯格が逮捕された。

13. 金融庁ホームページ（<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20240823/20240823.html>）を参照

「マネロンの取組と課題」では、昨今のインターネットバンキングによる不正送金事犯や特殊詐欺事案において、暗号資産交換業者が所有する預貯金口座を利用した不正送金被害が多発していることが指摘されている。こうした中、危険度が高い外国との取引として、暗号資産を利用した地下銀行事犯の事例が図表とともに紹介されている（66頁～67頁）。なお、令和5年版NRAでの地下銀行事犯では、ベトナム人による事例が図表とともに紹介されていた。

こうした海外における事例等は、わが国においても共通する点があることから、潜在的な脅威を理解する上で有益だろう。

（4）疑わしい取引の届出例の追加^{（注15）}

2021年に公表されたFATFによる対日相互審査報告書^{（注16）}では、疑わしい取引の届出の大部分が金融分野であること、全体的にみて基本的な類型や疑わしい取引の参考事例を参照して提出されている傾向があること等、疑わしい取引の届出についての対応が不十分であることが指摘された。これを受けて、金融機関等以外からの疑わしい取引の通知件数は年々増えている。また、検察と警察の連携が進展し、マネー・ローンダリングに対する捜査が年々強化される中、捜査等に活用された疑わしい取引に関する情報数も増加傾向にある^{（注17）}。

このように、疑わしい取引の届出についての質的な改善が図られる中、届出に関する情報が捜査等に有効活用されていることをフィードバックし、疑わしい取引の届出に関する理解と取組みをさらに促進する観点から、事例が表形式でわかりやすく示される等、記載方法が更新、見直されている（50頁～57頁）。また、危険度の高い取引である非対面取引や現金取引、および外国との取引に関する疑わしい取引の届出例が追加されている。これらの追加された事例は、実務にとって大いに役立つだろう。

（5）所轄行政庁が把握した事業者が留意すべき事項を追加

特定事業者の危険度の低減措置に関する運用面の調査として、所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項について記載されている。

「第5 商品・サービスの危険度」のうち「1 危険性の認められる主な商品・サービス」（104頁～197頁）において、17に分類した各業態が主に取り扱う商品・サービスを分析するにあたって、令和5年版NRAでも小見出しとされていた「危険度を高める要因」、「疑わしい取引の届出」、「危険度の低減措置」、「危険度の評価」の4つに、「所管行政庁が把握した事業者が

（注）14. 「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題（2024年6月）」（金融庁）では、わが国のインターネットバンキングにかかる不正送金事犯の多くはフィッシングによるものと考えられるとし、各金融機関等によるフィッシング対策の高度化が喫緊の課題となっていると指摘している。

15. 犯罪収益移転防止法は、特定事業者に、特定業務において収受した財産が犯罪収益である疑いがあり、または顧客等が特定業務にかかる取引に関してマネー・ローンダリングを行っている疑いがあると認められる場合に、所轄行政庁に疑わしい取引の届出を行うことを義務付けている。

16. 金融庁ホームページ（<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20210830/20210830.html>）を参照

17. 詳細は、令和6年版NRAの49頁を参照

留意すべき事項」が追加された^(注18)。なお、参考として、預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスについて、以下が明記されている。

エ 所管行政庁が把握した事業者が留意すべき事項

所管行政庁が把握した実態に鑑みて、マネー・ローンダリング等対策上、今後も預金取扱金融機関が留意すべき主な事項は次のとおりである。

- マネー・ローンダリング等のリスクについて、包括的かつ具体的に洗い出しを行うこと。
- 犯罪収益移転防止法等の法令対応に留まらず、リスクに応じた顧客管理を行うこと。
- 令和6年3月末を期限として整備した基礎的な態勢に基づき、PDCAサイクルを回し、態勢の維持・高度化を図ること。
- 法人名義口座を含む預貯金口座等の不正利用防止のため、犯行の手口やアクセス環境等不正利用の特徴を分析の上、対策を強化すること。

3. おわりに

金融庁は、信用金庫を含む各金融機関に対して、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン^(注19)」で対応が求められている事項について、2024年3月末までに態勢整備を完了するよう要請し、期限までの対応結果について報告を受けるとともに、引き続き、期限までの態勢整備が確実に完了しているかを確認していくとしている。なお、FATF第5次審査は、2025年から開始され、対日相互審査は2028年に予定されている。

本稿で紹介したNRAは、「各業態が共通で参照すべき分析」にあたって参考にするべきものとして位置付けられている^(注20)。「マネロンの取組と課題」において、金融庁は、NRAを参照しつつ、リスクベース・アプローチに基づく検査・モニタリングを実践していることを明記し、冒頭では、「SNS型投資詐欺やフィッシング詐欺など、近年の金融犯罪の多様化・巧妙化等により、各金融機関等はマネロン等のリスク変化への対応を絶えず求められている。各金融機関等においては、マネロン等対策の徹底は金融業を担う上での前提条件であること、犯罪に多用される場合は自らの信頼に加え、我が国の金融セクターに対する国際的な信認を損なうおそれがあることを強く認識する必要がある。」と強調している。

こうしたことを踏まえ、各金融機関では、NRAを、全国の傾向と自行庫の営業エリアの傾向との比較・分析や、自行庫のリスクの特定・評価・低減措置の検討において活用することはもとより、その他で自行庫にとって有用と考えられる資料等も参照しながら、特定事業者作成書面（リスク評価書）の高度化に引き続き努めていくことが期待されている。

(注)18. 正確には、「(7) 電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段」および「(17) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス」の2つの業態を除く15業態で追加されている。

19. 金融庁ホームページ (<https://www.fsa.go.jp/policy/amlcftcpt/index.html>) を参照

20. 金融庁が公表したFAQの20頁でも、「なお、NRAや本ガイドラインに加えて、自らのリスクの特定に有用と考えられる資料等(FATFの公表しているリスクベース・アプローチに関するガイダンス等)を参照してマネロン・テロ資金供与リスクを特定することは、リスク管理態勢を整備する上で有益であると考えられます」という記述がある。

＜参考文献＞

- ・国家公安委員会（2023年12月、2024年11月）「犯罪収益移転危険度調査書 概要版」
- ・国家公安委員会（2023年12月、2024年11月）「犯罪収益移転危険度調査書」
- ・金融庁（2024年4月）「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」
- ・金融庁（2024年6月）「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題」